

仕事と子育ての両立支援のための新潟県病院局特定事業主行動計画（第5期計画）（概要）

令和7年3月31日 公表

1 計画の対象職員

◇病院局の職員（臨時・会計年度任用職員を含む）

2 計画策定の背景及び趣旨

- ◇国、地方公共団体、企業等が一体となって、総合的な少子化対策を推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が施行
- ◇法改正により計画期間が10年間延長されたことから、次期（前期）計画にあたる第5期計画を策定
- ◇仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に資する施策を一層推進し、夫婦が共に働き、家事・子育ても分担できる職場環境を整備

3 計画期間

◇令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

4 達成目標

目 標 項 目		R11 目標
(1)「出産・育児に関する諸制度の周知・啓発」		—
(2)「休暇・休業が取得しやすい環境整備、気運醸成」		15日以上
①年次有給休暇（平均使用日数）		
②家族看護・子育て休暇（希望する者）の取得率		100%
③育児休業の取得率	女性	95～100%
	男性	85% （2週間以上の取得率） 《目標引き上げ》
④	男性職員の育児参加 （出産予定日前6週～出産後8週までの間に育児休業、妻の出産休暇、男性職員の育児参加休暇を取得した割合）	100% （合計5日以上取得率） 《目標引き上げ》
(3)「時間外勤務の縮減」 本庁職員の年360時間を超える割合		20%以下

5 具体的な取組内容

- ◇制度の周知・啓発
- ◇休暇等の取得の促進
- ◇職場環境の整備
- ◇悩み相談の場の提供
- ◇時間外勤務縮減対策
- ◇管理者に対する研修
- ◇休暇・休業中の職員に対する情報提供
- ◇男女が共に仕事と子育てを両立できる環境整備の取組
- ◇人事面での配慮
- ◇人事評価への反映